

2012年の公募増資にかかる課徴金勧告事案に関連しまして、お客様をはじめとした関係各方面に多大なご迷惑をおかけしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

概要

野村證券は、2012年6月29日に本事案に関して業務改善策を公表しました。

当該改善策に関しましては、現時点においてすべて実施しております。改善策として導入した組織や仕組みを形骸化させることなく、これらを定着させ機能させ続けるため、代

表執行役社長が直轄する「改善実施委員会」において、改善策の定着状況のモニタリングを継続いたします。

改善策を十分に定着させることにより、再発の防止および信頼の回復に努めるとともに、一層の内部管理態勢の強化・充実に取り組んでまいります。

改善策について

一連の公募増資にかかる課徴金勧告事案に関して実施した主な改善策は以下のとおりです。

実施した改善策の要旨

1. 法人関係情報の管理態勢の強化

社内規程を改正し、機関投資家向け営業担当部署が、シンジケート部など業務上、法人関係情報に接する可能性が高い部署およびアナリストに対して法人関係情報などを照会することを禁止し、法人関係情報のみならず、法人関係情報を示唆する情報についても伝達が行われることのないよう、より厳格に管理しています。

2. エクイティ管理部(現GMセールス管理部)の新設

2012年7月に、エクイティ管理部を新設し、機関投資家向け株式営業担当部署における通話記録、メール・チャットの履歴、交際費の使用状況などのモニタリングを開始しました。2013年4月には、GMセールス管理部に改称し、債券営業担当部署もモニタリングの対象とし、機関投資家向け営業担当部署全体の営業活動のモニタリングを行う体制を整備しました。顧客とのやりとりについてモニタリングするため、機関投資家向け営業担当部署の社員に通話録音機能付携帯電話を貸与し、使用を義務づけています。モニ

タリングの結果は、担当役員や関連部署にフィードバックされています。

3. 人事制度の改善および研修の実施など

人事制度を見直し、人事評価において「職業倫理・コンプライアンス」を業績評価・成果(パフォーマンス)と成長可能性(ポテンシャル)と並び第三の評価基準として明確に位置づけました。また、報酬制度を見直し、昇格基準に職業倫理等の定性的要素の比重を拡大し、期末評価・賞与に定性的評価を反映するとともに、コンプライアンス違反などにより懲戒処分を受けた場合に繰延報酬を減額または没収する旨をガイドラインに定めました。

また、全役職員を対象に、職業倫理意識の浸透のため、年1回の研修を義務づけています。これに加えて、機関投資家向け営業担当部署においては半年に1回の職業倫理研修を実施しています。

このほか、社外交際費使用の適正化を図るため、接待や贈答品を制限し、特定顧客への偏重を禁止する社内ルールを策定しました。



野村ホールディングス株式会社
コーポレート統括担当執行役
永松 昌一

コンプライアンスと職業倫理の再徹底に向けて

今般の事案の再発防止策といたしまして、コンプライアンス体制の見直しと強化、全役員および社員の高い尊法意識と職業倫理観の醸成に向けた諸施策を打ち出してまいりました。

具体的には、大きく次の三点です。一つ目は法人関係情報の管理の見直しであり、当情報を有するイン部署・有しないアウト部署・お客様との間の情報の適正管理に向けた整備などを行いました。二つ目は機関投資家向け株式営業担当部署のモニタリング機能強化のためエクイティ管理部を

新設したことです。当部署は、2013年4月1日よりGMセールス管理部に名称を改め、管理対象を債券営業担当部署にも拡大しています。三つ目は人事制度と研修です。人事評価および昇格判断における職業倫理・コンプライアンスの比重を拡大するとともに、全役員および社員を対象とした職業倫理研修を定期的実施しています。

今後は今回の反省を風化させないことが大切です。そのためには、役員および社員一人ひとりが、会社を根底からつくりかえるという覚悟を今一度強く意識し、プロフェッショナルとしての職業倫理観をしっかりともつ必要があります。この職業倫理観は、研修に加えて、上司、部下、同僚との、またお客様との日々のコミュニケーションを通じて形成されていくものです。こういった積み重ねこそが、信頼の回復につながり、市場の発展への貢献も可能にしていくと信じ、全社一丸となって引き続き取り組んでまいります。



野村ホールディングス株式会社
執行役員
グループ・コンプライアンス統括責任者
野村証券株式会社
代表執行役
業務管理本部担当 兼 内部管理統括責任者
宮下 尚人

お客様の信頼に応えるために

2013年4月に、従来のグループ・コンプライアンス統括責任者に加え、新たに野村証券の内部管理統括責任者に就任しました。

昨年、野村証券は、一連の公募増資にかかる課徴金勧告事案に関連して再発防止策を策定いたしました。当該再発防止策は、すでに全項目を実施しておりますが、実施状況のモニタリングを継続して行うとともに、さらなる見直しを行い、より一層の内部管理態勢の強化・充実に取り組んでまいります。再発防止策を形骸化させることなく、さらに充実させる

とともに、これらが定着し機能し続けるために全力を尽くしたいと考えています。

コンプライアンスの本質とは社会通念や職業倫理観に裏打ちされたプロフェッショナルとしての行動原理そのものであり、私たちが提供するさまざまなサービスの質の真価を決定する重要な要素であると考えています。社員一人ひとりが、法令などの最低限のルールを守るのは当然のこと、そのルールの本源的な意味を理解し行動すること、証券業務に従事する者として自らの社会的な役割や責任を果たすことをつねに意識し、高い規範遵守意識と職業倫理感をもって業務を遂行する企業文化を醸成することが重要と考えます。このような企業文化を醸成することによって、当社は、お客様からの信頼を確保し、また資本市場の健全な発展により一層貢献できると確信しております。引き続き真摯な姿勢でコンプライアンス態勢の構築に努めてまいります。